補助事業の流れ

市



②受付、審查

交付決定

申請者



補助金申請か解体着手のいずれか早い日において 1年以上使っていない 空き家が対象です

①補助金申請

- 【①の提出書類】
- ·補助金交付申請書
- •位置図
- ・空き家使用状況報告書
- ・土地と建物の登記全部事項証明書
- ・建設建物の配置・平面・立面図
- ・建設工事の見積書の写し
- •建設工事工程表
- ·所得証明書
- ・市税の滞納がない証明書
- ・解体跡地の所有者、共有者又は相続人の同意書及び相続人の相続関係説明図
- •誓約書
- 算出基礎票
- •《代理受領制度》代理受領事前届出書

③決定通知受理



′工事費支払い

《通常》 全額支払い 《代理受領制度》 一部[※]支払い

※一部とは契約書の工事費額から 補助金の額を差し引いた額です

⑤実績報告



- 実績報告書
- ・工事請負契約書の写し
- ・《通常》全額領収書の写し
- ・《代理受領制度》一部※領収書の写し
- ·工事写真(着手前、完了)
- ・建築基準法検査済み証の写し など

⑦確定通知受理

⑧補助金請求

【⑧の提出書類】

- ·《通常》請求書
- ・《代理受領制度》請求書及び解体 工事業者が補助金を代理受領する 委任状

⑧の交付請求後3~4週間後の支払い

解体業者

解体着手

解体着手日は①の補助金 申請前でも後でも③の決定 前でも後でもかまいません。 ただし、解体完了後1年以 内に建設工事に着手する必 要があります。

解体完了

業者選定



工事契約

工事完了

建設工事業者

見積り

解体完了から1年以内に建設工事

代理受領制度 が利用できるか 解体工事業者に 確認してみましょう

④契約·建設工事

- ·着手前、完了 写真撮影
- •建築基準法完了検査

領収書発行



確定通知

決定通知



交付確定



⑨支払い手続

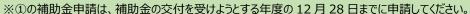
《通常》申請者の 指定口座へ支払い

《代理受領制度》 解体工事業者の 指定口座へ支払い



《通常》⑩補助金受領

《代理受領制度》 ⑩補助金受領



※⑤の実績報告は、建設工事完了日から30日以内又は交付決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。